

平成 31 年度 新宿区集合住宅・事業所用 新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金制度のご案内

申請受付期間 (土日祝日、年末年始を除く)

施工前の申請に限ります

2019年4月15日(月)～2020年2月28日(金) ●受付時間 午前8:30～午後5:00

<事業所用 LED 照明設置の申請受付期間は、2019年5月7日(火)～2020年2月28日(金)>

補助金交付対象者

- 1 中小企業者(個人事業者を含む)
区内に集合住宅、又は事業所を所有し(もしくは所有しようとする)、当該住宅及び事業所に機器を設置する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者をいう)
- 2 管理組合等
区内に集合住宅を所有し、当該住宅に機器を設置する管理組合等
- 3 共通(以下の要件を全て満たす方が対象です)
 - ・導入する機器が未使用であること
 - ・過去にこの制度に基づく同一機器の補助を受けていないこと
 - ・法人事業税、又は個人事業税を滞納していないこと(管理組合等は除く)
 - ・2020年3月13日(金)までに設置完了報告書及び添付書類を提出できること

補助対象機器と補助金額

対象機器	補助金額(※1)	補助金総額	機器の要件等(※4)	対象者
集合住宅 共用部 LED照明	施工経費の50% (上限300,000円)	750万円	次の条件を全て満たすもの ① 照明器具の取り付け方が、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、又は壁付け形のものであること(卓上スタンド、その他のコンセント設備を使用するものは除く) ② 既設照明器具からLED照明器具への交換工事を伴うこと。ただし、以下は対象外とする。 ・LED照明器具からLED照明器具への交換 ・既設照明器具にそのままLEDランプを装着すること ・既設照明器具の一部を改造する工事	中小企業者 (個人事業者を含む) もしくは 管理組合等
事業所用 LED照明	施工経費の50% (上限400,000円)	400万円	区の中事業者省エネルギー対策支援を受け、LED照明設置の提案を受けた者(※5) (過去に区の省エネルギー診断を受け、LED照明設置の提案を受けた者も対象)	中小企業者 (個人事業者を含む)
事業所用 太陽光発電 システム	100,000円/kW (※2) (上限800,000円)	80万円	次のいずれかの要件を満たす機器 ① 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証を受けたもの ② 国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FGS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの ③ ①②の要件と同等と認めるもの	中小企業者 (個人事業者を含む)
集合住宅用 太陽光発電 システム	100,000円/kW (※2) (上限300,000円)	750万円 (※3)		中小企業者 (個人事業者を含む) もしくは 管理組合等

注意

- ・集合住宅用太陽光発電システムの設置は、電力を共用部分等に系統連携する場合のみ対象
- ・LED照明の設置は、既設照明器具からLED照明器具へ更新する場合のみ対象(新築は対象外)

※1 1,000円未満の端数は切り捨てます

※2 kWは小数点第三位以下を切り捨てます

※3 個人住宅用太陽光発電システムとの合計額です

※4 機器の要件は変更する場合があります

※5 区の中事業者省エネルギー対策支援については、環境対策課ホームページをご覧ください

補助金交付の流れ

注意

申請は必ず施工前に行ってください。
提出する書類には全て同じ印鑑を使用してください。
(シチハタ等のインキ浸透印は不可)

提出書類一覧

区役所

受付・審査

2週間程度

申請者

① 補助金交付申請
【窓口のみ】

② 交付決定通知
(不交付決定通知)

③ 施工完了

④ 設置完了報告
【窓口のみ】

⑤ 交付確定額通知

受付・審査・支払

3週間程度

⑥ 補助金交付請求
【郵送可】

⑦ 補助金受取り

申請内容に変更等が生じた場合は、すみやかに**計画変更・中止届(集合住宅用・事業所用)【区様式】**を提出してください。

- 補助金交付申請書【区様式】(集合住宅用は第1号様式の2、事業所用は第1号様式の3、又は第1号様式の4)
- 機器の設置に係る見積書及びその内訳書の写し(宛名が申請者氏名となっているもの)
- 機器の形状、規格が補助要件を満たしていることがわかるパンフレット等
- 設置場所を示す図面及び現況写真(設置箇所が全て写っているもの)
- 区分ごとの添付書類(下記参照)

- 設置完了報告書【区様式】(集合住宅用は第4号様式の2、事業所用は第4号様式の3、又は第4号様式の4)
- 機器の設置、又は施工に係る領収書の写し(見積書の金額と一致していない場合は内訳書も必要)
- 機器の設置完了後の写真等(LED照明設置の場合は、取り付けた全てのLED照明器具が確認できる写真及び取り付けた場所が確認できる資料)
- (太陽光発電システム設置の場合のみ)電力会社からの承諾印のある「電力受給契約申込書」のお客さま控えの写し
- (LED照明設置の場合のみ)設置工事証明書【区様式】
- (管理組合等を除く)最新の決算年度の法人事業税、又は個人事業税の納税証明書

- 補助金交付請求書【区様式】(集合住宅用は第6号様式の2、事業所用は第6号様式の3、又は第6号様式の4)

●は共通書類、●は機器・区分ごとの添付書類

補助金交付申請の際の区分ごとの添付書類

中小企業者	① 発行後3か月以内の不動産の登記簿謄本(現在事項証明書、又は履歴事項証明書)、又は発行後3か月以内の公共料金(集合住宅については共用部分に係る料金)の請求書もしくは領収書の写しで機器を設置する建物の住所、集合住宅・事業所名(所有者名・代表者名)、発行者名の記載があるもの ② (ア)法人である場合には、発行後3か月以内の商業登記簿謄本(現在事項証明書、又は履歴事項証明書) (イ)個人事業者である場合には、直近の提出印のある確定申告書(決算書等を含む)の写し ③ 賃貸事業所及び使用貸借事業所である場合は、機器を設置することについての当該事業所所有者の同意書 ④ 所有者が複数いる事業所に設置する場合は、機器を設置することについての当該事業所の他の所有者の同意書 ⑤ (事業所用LED照明設置の場合のみ)新宿区省エネルギー診断報告書
管理組合等	① 発行後3か月以内の不動産の登記簿謄本(現在事項証明書、又は履歴事項証明書)、又は発行後3か月以内の共用部分に係る公共料金の請求書もしくは領収書の写しで機器を設置する集合住宅の住所、集合住宅名(管理組合名)、発行者名の記載があるもの ② 管理規約の写し ③ 機器の設置に係る決議書、又はこれに代わるもの

申請方法

申請書及び添付書類を、申請者(代行業者でも可)が環境対策課(区役所本庁舎7階)窓口までご持参ください。
先着順で受付を行います。

ただし、複数の申請があった日に補助金総額を超えた場合には、当日の申請の中から抽選とさせていただきます。
申請書等は、環境対策課ホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ先】

新宿区環境清掃部環境対策課環境計画係
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 区役所本庁舎7階12番窓口
TEL 03-5273-3763 FAX 03-5273-4070
https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/index10_02.html



新宿区 補助金制度